3　組合員の資格がなくなつたとき、組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは継続長期組合員となつたとき、被扶養者でなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を共済組合に返して下さい。

［略］

備考　［略］

別紙様式第39号　（表）

5	6	1
［略］	［略］ 6　組合員の資格がなくなつたとき又は組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは継続長期組合員となつたときは、遅滞なくこの証を共済組合に返して下さい。 ［略］	［略］

（裏）

［略］

備考　［略］

別紙様式第40号　（表）

5	6	1
［略］	［略］ 4　組合員の資格がなくなつたとき、組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは継続長期組合員となつたとき又はこの証の必要がなくなつたときは、遅滞なくこの証を共済組合に返して下さい。 ［略］	［略］

（裏）

［略］

備考　［略］

3　組合員の資格がなくなつたとき、組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員若しくは継続長期組合員となつたとき、被扶養者でなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を共済組合に返して下さい。

［同左］

備考　［同左］

別紙様式第39号　（表）

5	6	1
［同左］	［同左］ 6　組合員の資格がなくなつたとき又は組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員若しくは継続長期組合員となつたときは、遅滞なくこの証を共済組合に返して下さい。 ［同左］	［同左］

（裏）

［同左］

備考　［同左］

別紙様式第40号　（表）

5	6	1
［同左］	［同左］ 4　組合員の資格がなくなつたとき、組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員若しくは継続長期組合員となつたとき又はこの証の必要がなくなつたときは、遅滞なくこの証を共済組合に返して下さい。 ［同左］	［同左］

（裏）

［同左］

備考　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（旧組合員証等の様式の特例）

第五条　前条の規定による改正前の平成十九年改正前施行規則別紙様式第十一号による組合員証、別紙様式第十五号による遠隔地被扶養者証、別紙様式第十五号の三による高齢受給者証、別紙様式第十五号の三、別紙様式第三十九号による船員組合員証及び別紙様式第四十号による船員被扶養者証（次項において「旧組合員証等」という。）は、当分の間、同条の規定による改正後の別紙様式第十一号、別紙様式第十五号、別紙様式第十五号の三、別紙様式第三十九号及び別紙様式第四十号の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現に存する前条の規定による改正前の旧組合員証等の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。